

広島県告示第六百三十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条の規定によって、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出があった。

平成二十三年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を廃止した事業所	廃止年月日
<p>名 称 医療法人あかね会</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市中区中島町三番二〇号</p> <p>名 称 土谷居宅介護支援事業所可部</p> <p>所在地 広島市安佐北区可部南三丁目一〇番八号</p> <p>平成二十三年五月二二日</p>	<p>名 称 ハーモニー広島西居宅介護支援事業所</p> <p>所在地 広島市佐伯区八幡東四丁目二六番五号</p> <p>平成二十三年五月二二日</p>	<p>平成二十三年五月二二日</p>
<p>名 称 特定非営利活動法人ほんまち平安の家</p> <p>主たる事務所の所在地 福山市丸之内二丁目五番六号</p> <p>名 称 平安の家みかど居宅介護支援事業所</p> <p>所在地 福山市御門町二丁目三一二七</p> <p>平成二十三年五月二二日</p>		